

平 27 建築指導第 182 号
平成 27 年 (2015 年) 8 月 4 日

山口県都市計画審議会
会 長 鷗 心 治 様

山口県知事 村 岡 嗣 政

山陽小野田都市計画区域内における特殊建築物の位置について（諮問）

山陽小野田都市計画区域内における特殊建築物（一般及び産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物（一般及び産業廃棄物処理施設）の位置等の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| (1) 地 名 地 番 | 山陽小野田市大字小野田字港 6289 番 161 の一部、その他 4 筆 |
| (2) 用 途 地 域 | 工業専用地域 |
| (3) 防 火 地 域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 建築基準法第 22 条地域 |

- 2 設置者 山陽小野田市大字小野田 6289-18 共英製鋼株式会社
- 3 用途 一般及び産業廃棄物処理施設
- 4 敷地面積 12,219.56 m²
- 5 建築面積 3,002.64 m²
- 6 延べ面積 3,561.30 m²
- 7 建物概要 鉄骨造 2 階建て 他

8 処理能力

- (1) 許可済施設：一般廃棄物処理施設（焼却処理施設）：180t/日
- (2) 許可済施設：産業廃棄物処理施設（焼却処理施設）：汚泥124t/日、廃油130t/日、廃プラスチック類等180t/日
- (3) 申請施設：産業廃棄物処理施設（破碎処理施設）：廃プラスチック類120t/日、木くず158.4t/日、がれき類199.2t/日

9 周囲の状況

敷地は、山陽小野田市役所から南南西約 3.5km の共英製鋼株式会社山口事業所内に位置し、周囲は工場敷地となっています。隣接する住宅はありません。

10 付議の理由

当該施設は、平成 15 年 2 月 26 日に、一般廃棄物を焼却処理する一般廃棄物処理施設並びに汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他産業廃棄物を焼却処理する産業廃棄物処理施設として建築基準法第 51 条ただし書の規定により許可した施設です。

このたび、産業廃棄物となる廃プラスチック類、木くず及びがれき類等を再資源化するために破碎処理する施設を増築することから、同法第 51 条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、地方公共団体において設置するもの及び廃棄物処理計画、都市計画区域マスタープランに位置付けられたものではないことから、関係機関との協議により同条ただし書の規定を適用しようとするものです。